

答弁書第三八号

内閣参質一五一第三八号

平成十三年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員福島瑞穂君提出起訴後の接見禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出起訴後の接見禁止に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成三年から平成十二年までの各年の、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第八十一条による接見禁止等の請求人員数及び決定人員数（以下「接見禁止人員数」という。）は、最高裁判所の統計によれば、別表一のとおりであると承知している。

接見禁止等の請求件数及び決定件数並びに起訴前・起訴後別の接見禁止人員数については、把握していない。

三について

接見禁止人員数は、勾留人員数等の様々な要因によって変化するものと考えられ、変化の理由について一概に申し上げることは困難である。

四について

接見禁止等が認められるためには、被疑者及び被告人のいずれの場合も、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、個々の事案ごとにこのような理由の有無を判断して接

見禁止等の請求が行われるべきであると考える。

五について

平成三年から平成十二年までの各年の、各高等裁判所管内別の接見禁止等の決定人員数は、最高裁判所の統計によれば、別表二のとおりであると承知している。

別表一

年	接見禁止等の請求人員数(人)	接見禁止等の決定人員数(人)
平成三年	一八、三〇五	一七、二四八
平成四年	一八、三九五	一七、四一五
平成五年	一九、六九六	一八、六八四
平成六年	二〇、〇三二	一八、六八一
平成七年	二三、五〇三	二三、三五九
平成八年	二六、五九六	二五、四三五
平成九年	二九、五二七	二八、二二三
平成十年	三一、八七八	三〇、四一二
平成十一年	三六、〇八四	三四、四六一
平成十二年	三九、四一一	三七、四三九

別表二

年	接見禁止等の決定人員数(人)							
	東京高等 裁判所管内	大阪高等 裁判所管内	名古屋高等 裁判所管内	広島高等 裁判所管内	福岡高等 裁判所管内	仙台高等 裁判所管内	札幌高等 裁判所管内	高松高等 裁判所管内
平成十二年	一七、二〇三	五、八八七	二、九六〇	一、九九三	四、二二二	二、一〇〇	一、七三二	一、三六二
平成十一年	一六、一〇四	五、四〇三	二、六七六	一、五六三	三、七七四	二、三〇六	一、三七二	一、二六四
平成十年	一四、〇六七	五、〇〇一	二、五八八	一、四四八	三、二五二	一、六九一	一、三〇四	一、〇六一
平成九年	一三、五〇九	四、一七八	二、四五九	一、二二五	三、一六三	一、六〇五	一、一〇〇	九九三
平成八年	一二、一二三	三、二二八	二、四三二	一、二二二	三、一九二	一、三〇〇	一、〇五四	八八六
平成七年	一〇、五二九	二、八四一	二、一五〇	一、〇三五	二、九〇七	一、〇七七	九五八	八六二
平成六年	八、六二五	二、二一九	一、六三六	一、〇二八	二、七〇六	九五四	七九五	七一八
平成五年	九、一〇四	二、〇〇三	一、六一三	九九一	二、三〇九	一、一〇八	九五六	六〇〇
平成四年	八、三〇九	一、九七九	一、五〇一	八五六	二、二四七	一、〇九四	八三二	五九七
平成三年	八、八五三	一、六〇八	一、四三三	八四三	二、一六八	九四七	八五四	五四二